

これが「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会
事業企画推進課長・RSTトレーナー 石田和彦

昼食を終え、午後からの業務を始めようとした時、「トゥールトゥール」と着信コールが鳴った。「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、春日井市

にある製造業の管理課長さんでした。「会員事業場ですが、何でも労働相談に乗っていただけるとお聞きしました。初歩的な質問でもよろしいですか」と遠慮

安全衛生教育の実施について

がちに、続けて、「私はこの度、9月の人事異動で管理課長を拝命しました。わが社は危険有害業務がありますが、労働者に対しどのような教育が必要ですか」とのご相談でした。

労働安全衛生法では、一定の危険有害業務に労働者を就かせる場合には、資格取得や特別教育を実施するよう義務付けています。これは、過去の労働災害を分析した結果、危険有害性に関する知識や対応する技能があれば災害を防止できたケースが多数認められたからです。

減らない、無くない労働災害。化学工場の爆発事故、製鉄工場での火災事故等、悲しいニュースが後を絶ちません。労働災害を減らすための一番の基本は何でしょ

うか。それは「安全衛生管理体制の整備」と「安全衛生教育」です。労働災害や職業性疾病を防止するためには、これまで見てきたように機械や設備を安全な状態で

労働災害防止には安全衛生教育



上実施することが義務付けられているものと、法的義務付けはありませんが個々の事業場が独自の判断で実施しているものがあります。

どちらの安全衛生教育も、それぞれの事業場の実態に即して、どのような教育が、どのような対象者に必要なのかを十分検討したうえで教育・訓練計画を立て、これに基づいて実施していくことが重要です。

使用するだけでなく、これを使用する労働者に対して適切な教育を実施する必要があります。労働者に対する安全衛生教育や訓練については、法令

な種類の安全衛生教育を実施しています。安全衛生

〔労働安全衛生法に基づく教育等〕

1. 雇入れ時の安全衛生教育
2. 作業変更時の安全衛生教育
3. 職長教育
4. 免許、技能講習
5. 特別教育
(低圧電気・グラインダ・アーク溶接・動力プレス・粉じん・酸欠作業等)
6. 能力向上教育
7. 健康教育 等

〔事業場が行う自主的な教育等〕

1. 安全衛生講習、大会の実施
2. KY活動の教育、実施
3. ヒヤリハット事例、対策周知
4. リスクアセスメント推進、教育
5. 安全衛生パトロール時指導
6. OJTを活用した安全衛生教育
7. 朝礼時の安全衛生訓話 等

生特別教育については、事業者が代わって実施いたします(教育によっては学科のみ)。ぜひともご受講ください。詳細につきましては、本誌同封の「安全衛生特別教育講習会」案内をご覧ください。

また当協会では、企業、団体、安全衛生協力会等を対象とした、上記教育と安全大会のほか、各種会合における講演活動も行ってまいります。

お問い合わせは、当協会事業企画推進課(☎052-961-3655)まで。
イラスト・森沢康代